

平成 22 年 5 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530422

研究課題名（和文） 会計基準の競争優位と国際的収斂メカニズムの研究

研究課題名（英文） Study of the Competitive Advantage of Accounting Standards and the Mechanism of Accounting Standards Convergence

研究代表者

杉本 徳栄（SUGIMOTO TOKUEI）

関西学院大学・経営戦略研究科・教授

研究者番号：50206695

研究成果の概要（和文）：世界の国や地域で、国際会計基準審議会（IASB）による国際財務報告基準（IFRSs）の受入れが進んでいる。米国では、これまで米国証券取引委員会（SEC）は、米国会計基準が他の国や地域の会計基準よりも優れているとの立場を取ってきたが、財務会計基準審議会（FASB）はIASBとの間で米国会計基準とIFRSsとのコンバージェンス（収斂）を模索している。IFRSs導入を決定した国や地域の事例研究に加えて、SECによるIFRSs受入れや外国企業に課している米国会計基準への調整表作成・開示要件の撤廃の過程を検討することを通じて、会計基準の競争優位とそのコンバージェンス・メカニズムの全貌を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The increasing acceptance of the International Financial Reporting Standards (IFRSs) promulgated by the International Accounting Standards Board (IASB). While, in the United States, the Securities and Exchange Commission (SEC) retains U.S. generally accepted accounting principles (GAAP) and implicitly regarding its accounting system as superior, the Financial Accounting Standards Board (FASB) is seeking convergence between existing U.S. GAAP and IFRSs. By giving thorough consideration to a decision of the SEC accepting IFRSs financial statements as a listing requirement for foreign firms without reconciliation to U.S. GAAP, I gave an overall picture of the competitive advantage of accounting standards and the mechanism of accounting standards convergence.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：会計学・国際会計・会計基準・証券取引委員会（SEC）・国際会計基準審議会（IASB）・国際財務報告基準（IFRSs）・コンバージェンス（収斂）

## 1. 研究開始当初の背景

会計基準のあり方について、国際会計基準審議会（IASB）だけではなく欧州連合（EU）が想い描くシナリオは、米国との間での国際財務報告基準（IFRSs）と米国会計基準との相互承認にある。この相互承認締結の可能性は、2005年4月の米国証券取引委員会（SEC）による「ロードマップ（工程表）」の公表でより現実味を増した。SECのロードマップは、IFRSsに米国会計基準との同等性を容認し、米国以外の外国企業に対して課している調整表作成・開示要件を撤廃することで、相互承認締結へと展開する。

このロードマップの公表を受けて、2006年2月には米国財務会計基準審議会（FASB）とIASBの間で合意締結された「覚書：ノーウォーク合意」も公表され、会計基準間の差異縮小への取組みがより具体化した。

このように、会計基準のコンバージェンス（収斂）に関わる情勢が世界的に進展しており、また遅くとも2009年までにSECとEUが会計基準の相互承認を締結する方向性にあり、一連の規制動向からまったく目が離せない。

会計基準のコンバージェンスや相互承認は、単に大西洋兩岸の欧米間に限定される問題ではなく、日本を含む世界各国の会計基準や財務報告の規制のあり方に影響を及ぼすものである。だからこそ、たとえば2005年のNorth Western Universityでの「会計基準のコンバージェンス・シンポジウム」の開催と成果の刊行やヨーロッパ会計学会機関誌のEuropean Accounting Reviewでの特集および国際会計研究学会2006年大会での「加速する会計基準の国際統一とわが国の制度的取組み」などのように、国内外の専門誌や学会等で会計基準のコンバージェンスに対する理論的・制度的対応に関する研究や実務的対応の模索が数多く試みられている。

米国とEUにおける世界の二大証券市場を規制するSECと欧州証券規制当局委員会（CESR）の規制動向並びにIASBのリエゾン国とアジアの中国と韓国の会計基準の規制動向については、すでに体系的かつ詳細にまとめあげて来た。しかし、そこでは、SECのロードマップの立案を踏まえた会計基準のコンバージェンスの展望にとどまっている。

現在、国内外の研究者、規制当局、会計基

準設定主体および企業を問わず、会計基準のコンバージェンスに関する理論・制度および実務の最大の関心事は、SECによるロードマップの展開とその結果、並びにIFRSs準拠企業に対するSECの調整表作成・開示要件の撤廃に伴う相互承認の締結にある。本研究の着想は、一連の研究成果から導き出した結論や私見の妥当性を踏まえて、国内外の研究動向に基づいて導き出している。

## 2. 研究の目的

- (1) 会計基準のコンバージェンスは、高品質な会計基準への競合による帰結としての性格を有する。会計基準の競合には、①国家間競合（国家・地域間競合）、②証券取引所間競合および③企業内競合（企業による会計基準の選択）の3つのレベルがある。これら各レベルの会計基準の競合について、具体的には主要国や主要証券取引所の規制動向および主要国企業の会計基準と資本市場の選択行動の実態や経験を詳細に検討することで、会計基準の競争優位に関する全貌とそのメカニズムを解明する。
- (2) EUのCESRによる第三国の会計基準の同等性評価で、日本・米国・カナダの主要な会計基準の差異に対する補完開示項目の要求のあり方が、EU域内企業に対するIFRSsの適用要求による会計基準の「2005年問題」の展開のもとで、EU域外企業の同等性基準の要求という会計基準の「2009年問題」をもたらした。会計基準のコンバージェンスに関わる「2009年問題」は、SECが証券規制・会計規制史上初めて明示したロードマップの展開とその結果に大きく左右される。したがって、米国証券規制と欧州証券規制の両観点から、SECによるIFRSsの承認への規制動向およびそれに伴う米国とEU間の会計基準の相互承認に関する規制動向を解明する。その過程で、同等性評価への対応ないし日欧間と日米間の相互承認に向けた対応のあり方を明らかにする。
- (3) SECによるロードマップの完結の判断基準は、①FASBとIASBの共同プロジェクトによる会計基準のコンバージェンスの動向とその実績や、②IFRSsに準拠した連結財務諸表情報の米国投資家に対する有用性の可否や高品質な会計基準と資本コスト低減の結び付きの有無などにある。この2つの判断基準項目を理論的・制度的解明のみならず、実証的解明も行い、SECによるロードマップの完結

の妥当性の当否に関する説得力ある証左を提供する。

### 3. 研究の方法

- (1) SECの見地から、会計基準の「2007年問題」から「2009年問題」までの規制動向について整理し、会計基準のコンバージェンスの全体像、すなわち会計基準に対する規制構造を描き出す。また、SECのIFRSs受け入れの規制動向について検討し、その実態を明らかにする。
- (2) IFRSs情報の有用性の研究結果やSEC規制の見地からの会計基準のコンバージェンスの全体像の解明により、SECのロードマップの特徴を捉え、総括する。
- (3) 3つのレベルの会計基準の競合に関する検討を通じて、会計基準の競争優位とコンバージェンス・メカニズムの全貌を明らかにする。
- (4) IFRSs採用論の見地からの会計基準の競争優位の特徴を明らかにするため、IFRSs採用国の会計規制の事例として、韓国の規制動向を韓国会計基準委員会(KASB)、金融監督院および韓国会計学会の協力のもとに整理し、その実態などを明らかにする。併せて、カナダやBRICsの会計基準の規制動向についても整理する。

### 4. 研究成果

- (1) 会計基準のコンバージェンスへの対応には、国家戦略が密接に関わっている。国際競争力を維持するためのマクロ的な国家戦略や経済政策の見地から、会計基準の競争優位について検討し、会計基準のコンバージェンスの展開が、①国家(地域)レベル、②証券規制当局レベルおよび③会計基準設定主体レベルの階層構造を形成して展開されている事実と、国家(地域)レベルでの米国とEUのサミットが会計基準のコンバージェンスを果たす役割について明らかにした(論文「SECによる会計基準の収斂と米国—EUサミットの役割」(雑誌論文⑥))。
- (2) 会計基準のコンバージェンスに関わる会計基準の「2009年問題」について、SECの取り組みや規制動向を整理し、その特徴などを明らかにした。とくに、SECが外国民間発行体に対してIFRSsの使用を容認し、しかも会計基準間の差異について調整表を作成・開示する規制を撤廃するまでの経緯と特徴、内在する問題点などについて、論文「IFRSs受け入れを巡る米国の対応」(雑誌論文⑤)や国際会計研究学会第24回研究大会統一論題報告「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」(学会発表⑤)

で明らかにした。

- (3) 会計基準のコンバージェンスに伴い、IFRSsがInternational GAAPとして成立する可能性を備えているため、GAAP(一般に認められた会計原則)の成立根拠をあらためて精査し、International GAAPのあり方について検討を加え、その研究成果を日本会計研究学会第57回関西西部会で統一論題報告を行った。併せて、論文「会計基準のコンバージェンスとGAAPの成立根拠」(雑誌論文④)としてまとめあげた。
- (4) 会計基準のコンバージェンスとともに、日本が会計基準のひとつとしてIFRSsを受け入れる可能性があるとするれば、IFRSs導入の容認に関する検討段階とIFRSs導入決定後の整備段階に二分したうえで、各段階に固有の事象や不可欠な要件並びに各段階で生じる問題点などから知見を得ることは有益である。たとえば、論文「国際財務報告基準(IFRSs)導入時の問題点とその対応策」(雑誌論文②)は、SECによる米国企業へのIFRSsの導入可否に向けたロードマップ案や、韓国のIFRSs導入のロードマップの展開から、その知見を導き出した。
- (5) 会計基準の競争優位については、米国のIFRSs適用動向を明らかにすることで模索した(たとえば、論文「米国内でのIFRSs適用に向けた動き」(雑誌論文①))。とくに、その動向は、SECの元主任会計士によるロードマップを起点とした、外国民間発行体のIFRSs適用規制軸と米国の発行体のIFRSs適用規制軸から構成されている。米国のIFRSs適用規制には、①SECスタッフのIFRSs準拠財務諸表のレビューと②SECの円卓討論による二面的検討手法が採用されていることに特徴がある。
- (6) SECが米国におけるIFRSsの受け入れの決定を下すまでの規制動向について、第一次資料をもとに忠実に辿るとともに、その決定までの根底に流れ、またその背後に潜むSECの「高品質で国際的な会計基準」に寄せる会計政策の思考ないし思想について、単著『アメリカSECの会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて—』(中央経済社刊)(図書②)としてまとめあげ、明らかにした。
- (7) 金融庁・企業会計審議会の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」(2009年6月30日)は、規制当局に連結財務諸表規則等においてIFRSsの適用を認めるための規定の整備の必要性を説いている。これを受けて、金融庁が提示した連結財務諸表規則改

正案等は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」の定義やその構図にIFRSsを組み込んだ。国際的見地と国際的見地の両面から、会計基準設定とIFRSsの問題について検討を行った(中央経済社編『IFRS導入の論点』(図書①))。

(8) IFRSs導入問題について、①先行導入事例からの学習効果、②IFRSs教育問題および③IFRSs導入とディスクロージャー規制に関わる諸問題について学会報告を行なった。

まず、2011年からIFRSsを強制適用する韓国でのIFRSs任意適用の事例をもとに、IFRSs導入に伴う諸問題を明らかにし、それらはいずれも日本におけるIFRSs導入に際して有益な示唆を与えることを報告した(国際会計研究学会第26回研究大会報告(学会発表③))。

また、SECの「アメリカの発行体がIFRSsに準拠して作成した財務諸表の使用可能性についてのロードマップ：規則案」(2008年)におけるIFRSs導入のための7つの重要な課題(マイルストーン)や先の企業会計審議会の「中間報告」(2009年)における6つの諸問題に掲げられている「IFRSsの教育と訓練」の重要性をもとに、とくに学士課程におけるIFRSs教育の基盤が脆弱で、早急に整備して展開する必要性を説いた(日本会計教育学会第1回全国大会統一論題報告(学会発表②))。

財務諸表の質的特性のなかで、国際会計やIFRSsなどでは比較可能性を重視することがひとつの特徴でもある。しかし、これまでの日本のディスクロージャー規制の展開には、この比較可能性の質的特質を必ずしも重視していないとも解し得る制度上の事例がみられる。IFRSs導入が現実味を増すなかで、米国のディスクロージャー規制との対比などから、IFRSs導入を巡るディスクロージャー制度とその研究の課題と展望についての検討結果を明らかにした(ディスクロージャー研究学会第11回研究大会統一論題報告(学会発表①))。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計6件)

- ① 杉本徳栄、「米国内でのIFRS適用に向けた動き」、『企業会計』、査読無、第61巻第1号、2009年、61-74頁。

② 杉本徳栄、「国際財務報告基準(IFRSs)導入時の問題点とその対応策」、『会計・監査ジャーナル』、査読無、第20巻第11号、2008年、57-63頁。

③ 杉本徳栄、「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」、『国際会計研究学会年報—2007年度—』、査読無、2008年、15-25頁。

④ 杉本徳栄、「会計基準のコンバージェンスとGAAPの成立根拠」、『会計』、査読無、第173巻第5号、2008年、20-34頁。

⑤ 杉本徳栄、「IFRS受入れを巡る米国の対応」、『企業会計』、査読無、第60巻第4号、2008年、41-50頁。

⑥ 杉本徳栄、「SECによる会計基準の収斂と米国—EUサミットの役割」、『産業経理』、査読無、第67巻第3号、2007年、42-52頁。

[学会発表] (計5件)

① 杉本徳栄、「IFRS導入とディスクロージャー」、ディスクロージャー研究学会第11回研究大会統一論題報告、2009年11月22日、兵庫県立大学。

② 杉本徳栄、「学士課程における国際財務報告基準(IFRSs)教育について」、日本会計教育学会第1回全国大会統一論題報告、2009年10月24日・25日、広島修道大学。

③ 杉本徳栄、「国際財務報告基準(IFRSs)適用の学習効果」、国際会計研究学会第26回研究大会自由論題報告、2009年9月6日、法政大学。

④ 杉本徳栄、「会計基準のコンバージェンスとGAAPの成立根拠」、日本会計研究学会第57回関西部会統一論題報告、2008年12月8日、神戸学院大学。

⑤ 杉本徳栄、「国際会計基準の受け入れに関するアメリカの動向と今後の課題」、国際会計研究学会第24回研究大会統一論題報告、2007年11月24日・25日、青山学院大学。

[図書] (計2件)

① 中央経済社編、中央経済社、『IFRS導入の論点』、2009年、80-96頁。

② 杉本徳栄、中央経済社、『アメリカSECの会計政策—高品質で国際的な会計基準の構築に向けて—』、2009年、392頁。

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

杉本 徳栄 (SUGIMOTO TOKUEI)

関西学院大学・経営戦略研究科・教授

研究者番号：50206695

(2) 研究分担者 ( )

研究者番号 :

(3) 連携研究者 ( )

研究者番号 :